

北里大学健康科学部進級規程

2024年6月18日 制定

(総則)

第1条 北里大学健康科学部に在籍する学生の進級、卒業、留年等に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

(進級要件)

第2条 健康科学部履修基準に基づき、当該学年に担当された科目を履修し、進級要件となる各科目群及び各学年の単位数(以下「基準単位」という。)を修得した者を進級とする。

2 基準単位を満たせない者は、原則として留年とする。

3 進級判定は毎年度行い、判定に係る詳細は別に定める健康科学部進級基準による。

(卒業要件)

第3条 4年次生については、各学年の進級要件となる基準単位を満たし、かつ卒業要件単位数以上修得した者を卒業と認定する。

2 卒業要件を満たせない者は、未修得単位数に応じ卒業延期又は留年の判定を行う。

3 卒業延期等に係る取扱いについては、別に定める。

(在学年限)

第4条 卒業までの在学年限は、学則に定めるところにより、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、編入学、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができない。

2 同一学年における在学年数は、休学期間を除き2年以内とする。

3 前項に規定する期間を超えた者は、学則により除籍する。

(判定会議)

第5条 進級、卒業、留年等の判定は、教授会において審議決定する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て教授会において決定する。

附 則 (北里総第 2024-04636 号)

(施行期日)

この規程は、2024年6月18日から施行し、2024年度入学生から適用する。